

令和 4 年度原子力規制委員会
第 9 回会議議事録

令和 4 年 5 月 11 日（水）

原子力規制委員会

令和４年度 原子力規制委員会 第９回会議

令和４年５月１１日

１０：３０～１１：５０

原子力規制委員会庁舎 会議室Ａ

議事次第

議題１：令和３年度放射性同位元素等取扱事業所における事故・故障等に係る評価

議題２：放射性同位元素等規制法に基づき検査等の業務を行う登録機関に対する立入検査結果（令和３年度）

議題３：国際原子力機関（IAEA）CSS会合（第５１回）結果概要（報告）－IAEA安全基準の策定状況－

議題４：国際原子力規制者会議（INRA）会合の結果概要

○更田委員長

それでは、これより第9回原子力規制委員会を始めます。

本日、田中知委員は御欠席です。

最初の議題は「令和3年度放射性同位元素等取扱事業所における事故・故障等に係る評価」です。

説明は吉川管理官から。

○吉川長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

放射線規制部門の吉川でございます。説明いたします。

令和3年度放射性同位元素等取扱事業所における事故・故障等に係る評価でございます。

お手元の資料を御覧になっていただけますか。「1. 趣旨」でございますが、令和3年度に放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づき許可届出使用者等から原子力規制委員会に報告のあった事故・故障等について、その概要とINES（国際原子力・放射線事象評価尺度）評価を報告するものでございます。

内容につきましては、次のページ、2ページ目の別紙を御覧いただけますでしょうか。

まず、1件目でございます。発生日が令和3年6月1日、これは静岡県富士市にございます王子エフテックス株式会社東海工場富士製造所におけるものでございまして、内容につきましては、当該事業所において稼働中であつた坪量計、紙の厚みを計測する機器に密封線源（クリプトン85）を用いているものでございまして、照射面積が約30mm²ほどございまして、測定物である紙とは非接触で測定する機構のものでございます。

この密封線源から、中に入っているクリプトンガスが全て漏えいしたと。柵、鎖、ロープ等を設けて区切られている管理区域の境界から管理区域外へ放射性同位元素が漏えいしたということでございます。

原因としましては、製造上の不具合である可能性が疑われるといったところから、製造会社と連携して原因究明を行った結果、放射線源と坪量計の組合せ工程における作業ミスや最終点検での見落としと判断したということでございます。

若干補足でございますが、この機械は通常どおり使用しておれば、測定物であります紙と線源は非接触で用いられるものでありまして、今回はイレギュラーな使用はしていなかったということは聞いてございます。

なお、再発防止策としましては、製造会社が製造工程を見直して工程管理を強化して、同社は、今後納入される当該坪量計が当該管理を強化し製造されたものであることを確認するということでございます。

INESレベルの根拠、表の右側でございます。

まず、人と環境への影響評価でございますが、環境への大量の放射性物質の放出だとか個人への被ばくの報告がないため、レベル0と評価しました。

深層防護への影響評価につきましては、漏えいしたクリプトン85の放射エネルギーは37GBq、D値は30TBqであるため、A/Dは0.01であることからレベル0と評価しました。

したがいまして、INES評価値はレベル0と評価したということでございます。

2件目の事象につきましては、発生日が令和4年1月28日でございます。これは静岡県富士市にあります興亜工業株式会社本社工場であります。

報告の概要としましては、当該事業所において稼働中であった坪量計、これも先ほどと同様に紙の厚みを計測する機器に使用されている密封線源（クリプトン85）からクリプトンガスが一部漏えいしまして、柵、鎖、ロープ等を設けて区切られている管理区域境界から管理区域外へ放射性同位元素が漏えいしたということでございます。

補足ですが、先ほど1. で説明した王子エフテックスで用いられた線源とメーカーは同じく、同一型式のものということでございます。

説明につきましては以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

この事案そのものはINESレベル0ということで、安全上重要な問題ではないと理解しておりますけれども、ただ、2件とも同じ、しかも同じメーカーのものであるということで、同様の事例が過去にもあったのかどうかということと、その場合にそれがやはり同じメーカーのものであるとかいうことがあるのかどうか、その辺りはいかがなのでしょう。

○宮脇長官官房放射線防護グループ放射線規制部門安全管理調査官

放射線規制部門の宮脇でございます。

国内では、同様の事例は今までございませんでした。

また、今回御案内のとおり、これは密封線源として封入されているものがクリプトンガス、気体状のものでございますので、密封線源に不具合が起きると瞬時にといいましょうか、放出した結果が管理区域外まで漏えいしたであろうという見込みになるので法令報告という形になってございます。あと、クリプトンガス以外のものの密封線源につきましては、余り好ましいことではございませんけれども、取扱中に破損してしまったとか、そういった事例はございます。

以上でございます。

○伴委員

ということは、今回たまたまこの短い期間に2例が重なったということになりますか。

○宮脇長官官房放射線防護グループ放射線規制部門安全管理調査官

はい、そのとおりです。

○伴委員

ありがとうございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

山中委員。

○山中委員

こういった場合、使用者責任ということになるわけですか。製造元責任というのは特に問えないと言ったらおかしいですけども。

○宮脇長官官房放射線防護グループ放射線規制部門安全管理調査官

放射線規制部門の宮脇でございます。

我々は、放射性同位元素等規制法という法律の立てつけにおきましては、法令報告いただく相手先は許可使用者ということになりますので、一義的には許可使用者ということになります。当然のことながら、今回の報告にもございましたように、こちらの方は、いわゆるユーザー側は買ってきたものをそのまま正しいといひましようか正規の使い方をしていてこういうことが起きたということでございますので、当然メーカー側にも遡って、これはどういうことなのかということ協同して原因究明に当たっていただきまして、今回につきましては御案内のように、製造工程においてどうも問題があったのではないかと、端的に言う製造工程のときに傷をつけてしまったのではないかと。したがいまして、使うユーザー側、許可使用者側といたしましては、今後はきちんとそういった工程管理をして、傷の管理とか、傷がないといったようなことをきちんと組立て、取扱い工程の中で確認をしていただいて、そうした確認をされたものを許可使用者としては購入、導入をして使っていくという、そういう対策系をこちらの方で示していただいているということでございます。

○更田委員長

石渡委員。

○石渡委員

製造過程でそういうトラブルがあったということだと、国内でこれはどれぐらい使われているのですか。同じメーカーの同じ型式のものを使っているほかの事業所に注意を促す必要があるのではないのでしょうか。

○宮脇長官官房放射線防護グループ放射線規制部門安全管理調査官

放射線規制部門の宮脇でございます。

こちらは先ほども御案内のとおり、まだ最終報告まで頂いてございませんが、結果的には密封線源が破れて、若干起きた態様が1番目と2番目は異なるところがございますので、いわゆる共通の原因があるのかどうか、その辺は2番目の原因究明に基づきまして、関連するところがございましたならば、そこも改めてこういったことがあったということの調査とか注意喚起について検討していきたいと思っております。

1番目も2番目も設置しておおむね半年以内ということなので、比較的設置してすぐにこういう状況が起きているということでございます。裏返しますと、今、国内にも数か所ございますけれども、そこは設置後数年、年単位以上のオーダーで今のところ異常は起きていないと、そういう現状も踏まえて、1番目と2番目の原因究明の結果を踏まえて、

今後の対応を検討させていただきたいなと、そのように考えてございます。

○石渡委員

どうもありがとうございました。

○更田委員長

よろしいですか。

1 番の方、まず報告の内容ですけれども、きちんと使っていたから、普通に使っていたから、恐らく原因は最初の製品の方だろうけれども、判断と書かれているけれども、普通に使っていたので組合せ工程での作業ミスや最終点検の見落としと判断と決めつけられるものではないです。その可能性が高いだと思うのです。普通に使っている過程においてはおかしいことはなかったはずというものであって。

それから、もう一つの方でも起きているということが一つ強く疑われるところではあるのだけれども、ただ、ユーザーに都合のいいと言うとちょっと気の毒だけれども、ユーザーに有利な判断になっているので、いきなりうのみにしていいかどうかは分かりません。

もう一つ、サプライヤーというか、供給者、製造者に対して我々は権限を持つわけではないので、買ってきたものがおかしかったのだと言われて、ああそうなのでは終わらなくて、何で買ってくるときにきちんと見なかったのかと、要するに調達をきちんと問うしかないはずなので、ここはしれっと製造されたところで今後は製造工程を見直してうんぬんと、それは供給者側の話であって、そうではなくて責任はあくまで使用者にあるのだから、使用者はきちんとした調達をする義務があるわけです。だから、買ってきたものが変だったのですでは済まないのです。RI（放射性同位元素）である以上は、買ってきて、きちんと自分で確かめて使いましょうというルールなのだから、何だか買ってきたものがおかしかったのだという形の報告になっているのは不思議に思います。あくまでこの報告は使用者の責任を問うべきであって、そこは山中委員の質問にも現れているのだと思います。

そして、メーカーが同じで同一形式だといっても、我々はこれを追いかける権限があるわけではないし、それから、他の使用者に対しても注意喚起はできるけれども、問題が起きた会社は、他社で問題が起きる可能性に責任を負うわけではないから、幸いなことに、宮協調査官の説明にあるように、ほかのところでは比較的長期にわたって使用していて問題ないということから、恐らく問題は起きないだろうけれども、この2件とも製造者に何が問題があったかというのはもちろんだけれども、やはり調達、調達後の使用までの間の使用者責任が問われるべきなのだと思います。

それから、金子室長も座っているからなのだけれども、INESは、何かが起きたときにINES報告をしたときの報告があるではないですか。ところがINESは、本来は他国でどういうことが起きているということを私たちが知るアンテナにもなっているはずなのだけれども、INESにこういうものが載りましたというのは、それぞれがINESのサイトを見に行ってくださいという、今はそういう立てつけです。レベル4というとJC0（東海村JC0臨界事故）だ

からちょっと高過ぎる。レベル3以上ぐらいの事例に関しては、INESにこういう報告がありましたという紹介があっているのではないかと思います。レベル3以上というのはそんなに頻度が高いものなのですか。

○金子長官官房総務課事故対処室長

私はナショナルオフィサーも務めておりますので、IAEA（国際原子力機関）に報告があったものについては逐一、メールベースですけれども連絡はあります。その情報を基に言くと、レベル3の頻度はそんなに高くはございません。

○更田委員長

余り案件が多過ぎてともいえるところはあるのですけれども、レベル3ぐらいの案件に関しては、自国、他国でこういうものがあったという報告があつてしかるべきだと思います。ちょっと検討してもらいたいと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

2つ目の議題は、放射性同位元素等規制法に基づき検査等の業務を行う登録機関に対する立入検査結果、説明は同じく吉川管理官から。

○吉川長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

放射線規制部門の吉川でございます。御説明申し上げます。

放射性同位元素等規制法に基づき検査等の業務を行う登録機関に対する立入検査結果、令和3年度のものでございます。

まずは「1. 趣旨」でございまして、本議題は、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、検査等の業務を行う登録機関に対する令和3年度の立入検査の実施結果について御報告をするものでございます。

検査対象につきましては、法に基づき登録機関は19機関ございまして、これらの機関に対する立入検査は、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領に基づくものでございまして、おおむね2年以内に全ての対象事業者に実施するというようにしてございます。

令和3年度につきましては、6機関に対して立入検査を行いました。

別紙1を御参照いただけますでしょうか。次のページの2ページ、3ページでございます。今回の対象はナンバー6と9の原子力安全技術センターと、12の日本原子力研究開発機構、13の電子科学研究所、14の放射線利用振興協会、次のページに行きまして、18の日本診療放射線技師会でございます。

1ページに戻りまして、検査内容としましては、検査ガイドに定められたもののほか、前回、令和元年度に立入検査を実施している機関においては、その指摘事項に対する対応状況も確認してございます。

検査結果でございまして、関係法令に規定する適合命令、改善命令、登録の取消し等に該当する事項その他法令違反はございませんでした。

他方、軽微な要改善事項が認められまして、4ページの別紙2を御覧になっていただけますでしょうか。別紙2、タイトルは「軽微な要改善事項」とある資料でございます。

共通することは、日本原子力研究開発機構と放射線利用振興協会でございます。検査ガイドでは、資格講習業務が公正かつ適正に行われるよう、講師の職務及び責任範囲が規定化されているかどうかを検査することとしていますが、当該機関ではそれぞれそれが行われていなかったということでございまして、これにつきましては、講師の職務及び責任範囲について業務規程等に規定するように指導してございます。

それと、日本診療放射線技師会に関しましては、当該機関の業務規程では、「定期講習運営委員会」において定期講習の実施に係る意思決定がなされるようになってございましたが、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症対策のため、対面方式ではなくて持ち回りで意思決定が行われていた。

他方、持ち回りとなってから、その意思決定の記録が残されていなかったということです。要は会議形式で意思決定をしていて、その議事録には、いつ、誰が決裁したかということが見当たらなかったということでございます。

これにつきましては、持ち回りの場合においても意思決定に係る記録は残す必要があるということで、指摘、指導してございます。

説明については以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

質問ですけれども、別紙2「軽微な要改善事項」で書かれているもので、日本原子力研究開発機構と放射線利用振興協会に対する軽微な指摘は、令和元年度に検査に入ったときはどうだったのですか。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

放射線規制部門の中崎でございます。

令和元年度の時点も規定化されていなかったということになりますが、検査もいろいろある中でサンプル的にやる部分もあったりしますので、たまたまこの部分が検査の対象とならなかった、今回見つかったということでございます。

○更田委員長

前回の検査のときに指摘していたにもかかわらず改善されていなかったのか、それとも指摘していなかったから今回見つかったのか、どちらなのかは明確ですか。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

放射線規制部門の中崎でございます。

後者でございます。前回は検査していない、今回見つかったということです。

○更田委員長

それから、令和元年度に原子力安全技術センターだとかRI協会にも入っているわけですが、本件に関しては、他の機関、原子力安全技術センターやRI協会に対してこの項

目に関する検査は令和元年度は行っていないのですか。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

おっしゃるとおりです。

○更田委員長

というのは、他の機関の検査を見て、参照して、自分の機関がどうであるかということを確認していたら改善される可能性があったものなのか、それとも他の機関も検査を受けていないので学びようがなかったのか、どちらなのだろうか。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

放射線規制部門の中崎でございます。

令和元年度の時点で、こうした視点での検査は全体的に行っていなかったということでございます。

○更田委員長

そうであるとする、検査ガイドに関する講師の職務及び責任範囲について業務規程というこの項目は、今回検査が入ったところに対しては一律にやっているのだけれどもということなのですか。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

おっしゃるとおりです。

○更田委員長

そうすると、3つのうち2つが引っ掛かっているから、電子科学研究所だけがきちんとしていましたということになるのですか。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

今回の対象について言えば、そうです。

○更田委員長

軽微なのだけれども、何でこんな指摘事項が残るのだろう。随分時間がたっているように思うのだけれども。要するにガイドが読まれていないということなのですか。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

放射線規制部門の中崎でございます。

実際上の手続がどうなっているかというのを確認しましたら、講師を発令するときの発令書に、講師の職務とか責任範囲というのが記載されてございます。ただ、それを業務規程とか社内規程上のルールとして明確化するかどうかというところがされていなかったと。つまり、検査ガイドの趣旨を踏まえた実質的な手続は行われているものの、しっかりとしたルール化まではできていなかったということで、読まれていないというよりは、理解が不十分だったのかなと理解しております。

○更田委員長

それは理解が不十分なのか、ガイドが悪いのか、どちらですか。ガイドをきちんと読んでいるのに、その解釈で何々をしていなかったと指摘されてしまうのであれば、ガイドの

方がおかしくないですか。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

ガイドには、しっかりと業務規程上に書かれているかどうかというのがかなり明確に書かれていますので、そういう意味で言うと、読み手側がしっかり読んでないということかなと。

○更田委員長

ガイドは、業務規程等に規定するようにとしっかり書いているわけですか。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

そうです。

○更田委員長

でも、きちんと書いてあるのに、それができていませんが3分の2というのは、状況証拠からいうと、それぞれの機関よりもガイドの方が疑われないかと思えますけれども、それは大丈夫ですか。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

ガイドが読み手にとってもしっかり伝わりやすいものになっているかどうかというのは、点検したいと思います。

○更田委員長

普通はこういうことがあると、ガイドが読みにくい、なめられているか、どちらかだということになるのだけれども、伴委員。

○伴委員

そこで参考までに聞きたいのですけれども、検査ガイドが策定されたタイミングはいつで、そのときに、この対象となる機関に対しても周知がなされているのかどうか、その辺りはどうなのですか。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

放射線規制部門の中崎でございます。

ガイドは平成29年に策定されてございます。今回の検査対象のいずれの機関も、平成29年時点で既に登録機関としての業務を実施している状況でございます。

○伴委員

当然認知はされているということですね。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

はい、おっしゃるとおりです。

○更田委員長

何となく検査を受けた側の言い分もありそうな気がしてしまうけれどもね。

ほかに何かありますか。

これも報告ですね。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

はい、そうです。

○更田委員長

ありがとうございました。

3つ目の議題は、国際原子力機関（IAEA）CSS（安全基準委員会）会合の結果概要です。これは以前、私の方から、主な国際会議に関して、特にCSSはいわゆるIAEAの国際的な標準を定めるものなので、それについて。今回1回目なので、やり方について手探り状態ですので、今後どうしていくかも含めて御意見を頂ければと思います。

説明は山田分析官から。

○山田原子力規制部原子力規制企画課原子力規制制度情報分析官

原子力規制庁の山田でございます。

それでは、IAEAの安全基準を作っておりますCSS（Commission on Safety Standards）の会合について御報告をさせていただきたいと思います。

資料3、まず1枚おめくりいただきまして、別紙1を御覧いただければと思います。これはIAEAで今作成をしております安全基準の策定と改訂を進めております安全基準の全体像を示したものになってございます。

一番上にステップ1からステップ14となっておりますけれども、IAEAの安全基準を作るに当たって、事務局での検討のスタートから出来上がった安全基準を発行するまでの手続を14の段階に整理しているものでございます。

IAEAの安全基準の策定のプロセスといたしましては、まず一番最初にステップ3、4にございますけれども、DPP（Document Preparation Profile）という基準を策定する計画をまず作って、その承認をするというプロセスがございまして、その後、承認されたDPPに従った基準案が作られて、それをステップ7、8、9でレビューした上で、加盟国、メンバーステートへのコメント募集が行われた上で、そのメンバーステートからのコメントを踏まえた上で出来上がった基準が、更にステップ11から12でレビューをされて、そこで最終的に承認されたものが安全基準として発行されるというものになってございます。

今回CSSで議論されましたものにつきましては、この表の中にあります赤い枠で囲ったものになってございまして、最終的に出来上がって、コメントも取り込んだ安全基準を幾つかと、最初の段階であります計画の承認でありますDPPの承認を幾つかというものが今回の審議の対象になったということでございます。

それでは、1ページ目にお戻りいただきまして、今回の結果概要でございますけれども、開催は先月、4月20日から22日の間、オンラインと相対のハイブリッドでの開催でございました。

今回のCSSで諮られました安全基準案につきましては、安全指針について13件、文書作成計画、DPPについて2件、DPPについての情報提供が1件ございました。

結論といたしまして、安全指針の案につきましては全て承認、文書作成計画についても全て承認されたということでございます。

それでは、審議された基準案についてそれぞれ御説明させていただきたいと思います。
3 ページ目、別紙 2 を御覧いただければと思います。これは全体を取りまとめた表になってございます。

まず表の御説明をさせていただきますと、一番左に番号がございます。DS というものに 3 桁の数字がついております。基準案を識別する上で、この番号を振ってナンバリングがされているということでございます。このうち DS509 と DS517 につきましては、枝番として A から並んでいるものがございますけれども、同じ観点で、一括で改訂をする場合にこういう枝番がつけられるというもので、一括で改訂されるそれぞれの基準文書を識別する上で、この枝番が付されているというものでございます。

一括で改訂をするものにつきましては、同じ観点で改訂するに当たって、複数の文書間でのばらつきがあってはいけないということで、一括で改訂をするというやり方を取っているというものでございまして、最初には、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を反映する際の基準の改訂のときに取り入れられたものでございまして、それ以降、こういったやり方がされているということでございます。

表の右から 2 つ目の欄に関連文書というものがございます。これが改訂される対象の文書を示しているものでございまして、NS-G の何々とか、SSG の何々というものがございます。

NS-G と SSG が混ざってございますけれども、IAEA の方で今、基準の全体の整理というプロセスが継続しておりまして、その整理が済んだものについては SSG といったアルファベット 3 文字のものになっておりまして、それ以外のものについては、従来使われたもので、まだ改訂されていないというものになっておりますので、そこで少し違いが生じているものでございます。

このうち、SSG とか NS-G の G というものがガイド文書であることを示してございまして、この表の下にございまして、IAEA の安全基準の体系としては、一番上に基本安全原則、SF-1（基本安全原則）がございまして、その下に安全要件、その下に安全指針、ガイドがございまして、このガイドというものは、安全要件、要求文書を実施する上で推奨されるやり方とかガイダンスを示すというものになってございます。

今回、CSS で審議されました文書につきましては、DPP-532 というものが 1 つ要求文書、リクワイアメントになってございますけれども、それ以外については全てガイドの文書ということで、安全基準の中で一番下位の文書という位置付けになっておるものでございます。

それでは、今回審議されました個別のガイドについて御説明させていただきたいと思います。

4 ページ目を御覧いただければと思います。まず、1 つ目の固まりといたしましては、DS509 というものと、次のページ、5 ページの 2 にあります DS511 というものでございます。これは全て研究炉に対するガイド文書になってございます。

改訂されました中身につきましては、4 ページ目の 1 の改訂概要にございますけれども、

SSR-3、リクワイアメント文書の「研究炉の安全」というものが改訂になったことを踏まえて、改訂されたSSR-3「研究炉の安全」に沿った形で、既存のガイド文書を修正していくということで改訂されたものでございます。

具体的には、SSR-3で新たに要件となりました設計拡張状態や緊急時対応施設、安全対策とセキュリティ対策インターフェイス、未臨界実験装置への適用といった項目について、それぞれのガイドについて改訂がされたというものでございまして、元々あった、改訂された後のリクワイアメント文書に沿うということなので、CSSの中では特段の異論はなく承認されたというものでございます。

続きまして、5 ページ目の3 でございます。これも一括で改訂をされているものでございまして、サイクル施設の関係のガイドに対するものでございます。

サイクル施設に対する要求文書が、NS-R-5 (Rev. 1) というものから、新しい体系の下でのリクワイアメント文書でございますSSR-4というものに改訂されたということを踏まえて、この改訂内容に沿った形でガイド文書が改訂されたというものでございます。

具体的に取り入れられた中身といたしましては、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓とか運転経験、設計拡張状態、セーフティ、セキュリティ、セーフガードのインターフェイスといった項目が取り入れられているものでございます。これにつきましても既に改訂されたリクワイアメント文書に沿った形での改訂ということで、CSSの中では特段の議論もなく承認をされたというものでございます。

続きまして、6 ページ目でございます。DS520で立地評価における外部人為事象に関連したハザードということで、こちらも立地評価に関するSSR-1という要求文書に沿った形での改訂ということでございますけれども、改訂した1つの点といたしましては、英語の表題がございましたけれども、一番最後が「Nuclear Installations」となっております。従来のガイド文書では「Nuclear Power Plant」であったものが「Nuclear Installations」ということで、スコープを拡大したということでございますけれども、中身については従来あるものをSSR-1に沿った形で修正をするということで、これについても中身についての大きなコメントはございませんでした。

続きまして、5 番目はDPPということで、文書作成の計画についてのものでございます。DPP-DS532につきましては、原子力発電所の安全：試運転及び運転に関するものということで、従来ございますSSR-2/2を改訂するというものでございます。

改訂の内容としては、定期的に改訂をするという、その改訂のタイミングが来たということで、元々の文書SSR-2/2については、東京電力福島第一原子力発電所事故の後、その教訓を反映するというので、2016年に改訂されておりますけれども、それ以降のOSART（運転管理調査チーム）のピアレビューの実績とか、いろいろな運転経験などを取り込むという形で、改訂が計画されているというものでございます。

具体的な改訂の中身として想定されているものとしては、コーポレートガバナンスに関する問題、コロナの関係のパンデミックに関しての対応といったものが想定されていると

いうことでございます。

その他、GSR Part2（マネジメントシステム）とか、GSR Part3（放射線防護）の関係のリクワイアメント文書も変わっておりますので、それについての整合性を取るといった改訂も想定をされているということでございます。

ここには書いてございませんけれども、CSSの中での議論としては、このリクワイアメント文書においては、最近いろいろ取り上げられていますSMR（スモールモジュラーリアクター）も考慮に入れて検討を進めるという説明がございましたけれども、具体的な中身についてはまだしっかりとした想定はされていないということでもございました。

なぜSMRについても考慮するかということについては、今回の改訂のサイクルを逃すと10年後ぐらいのタイミングになるということなので、文書を作成するのに数年掛かるということ想定して、今回のところでSMRについても取り入れるものがあつたならば考慮に入れるという説明がございました。ということで、内容については特段の議論はなく承認をされたというものでございます。

続いて6番ですけれども、これは緊急事態に対する防護戦略についてのガイド文書でございます。GSR Part7（原子力又は放射線緊急事態への準備と対応）、これはリクワイアメント文書として緊急時に対する要求が書かれているものでございますけれども、これに沿った中で防護戦略を作れという要求がございますけれども、防護戦略を作ることに対するガイド文書が、安全基準の更に下位のドキュメントとしては存在していますけれども、現在、安全基準としてのガイド文書にはそれが存在していないということで、新たに作成するというところで計画されているものでございます。これにつきましても、作っていくということについて特段の異論はなく承認されたというものでございました。

最後に、セーフティ、セキュリティのインターフェイスに関してのガイド文書についてのDPPについての説明がございました。これは今回のCSSでは承認されてございません。今回のCSSでこの文書が紹介された背景といたしましては、セキュリティに関する文書については、CSSではなくNSGC（核セキュリティ指針委員会）というところで審議がされることとなりますけれども、そのNSGCが6月に開催される予定ということで、そちらの方の手续がまだ終わっていないということで、今回CSSでは承認という段階までは達しておりませんけれども、NSGCで承認された後、次のCSSまで待っていると時間的に遅くなるということもございまして、時間の節約という観点で、今回、DPPについて紹介だけございまして、NSGCで承認をされたならば、直ちにCSSの方でもウェブに掲載をした上でコメントを募集する、実際に集まらないで承認をするという手続に入りたいということで、今回説明されたというものでございました。

この文書につきましては、DPP-DS533とNST067という2つの文書の番号が設定されております。安全基準文書、セーフティシリーズと核セキュリティ文書、セキュリティシリーズの共同の文書ということで初めて作成されるものということで、一つの特徴を持ったものになってございます。

安全基準としてのものとセキュリティシリーズとしてのもの、両方のものと位置付けられる最初のものということもございますし、セーフティ、セキュリティという大変重要な課題ということもございますので、CSSの中では初めてようやくこういう文書が作られるようになったということで、メンバーからは是非早く進めてほしいというようなコメントがあって、議論はそこまでございましたけれども、そういう取り扱いになったということでもございました。

御説明は以上でございます。

○更田委員長

本件は私がお願いして始めてもらった試みなので最初に申し上げますけれども、ハイレベル、事務局長への諮問機関みたいなものはINSAG（国際原子力安全諮問グループ）、AdSec（核セキュリティ諮問委員会）とありますけれども、これはどちらかというと個人が内輪でがやがや議論をして、上位文書というかお勧めみたいなものをまとめますけれども、いわゆるIAEAの基準と言われているものに関して言えば、CSSが最も重要な会議、上位と言って、もちろん実質的な中身の議論はNUSSC（原子力安全基準委員会）だとかWASSC（廃棄物安全基準委員会）だとかEPRcSC（緊急時対応安全基準委員会）だとか、そういった傘下のところで議論をされているわけですが、今後こういう報告をされるときにお願いがあるのは、SF-1、Safety Fundamentalsはとにかく1つだから、これは置いておいて、これの改訂となったら大ごとなので、分類をするときにSF-1まで意識してもらう必要はないのだけれども、GSRとSSRは間に1回線を引いてほしい、区別してほしい。

3文字で並んでいますけれども、最初がジェネラルかスペシフィックかを表していて、要するに一般的か、個別のものか。真ん中のSはセーフティだから全部についている。最後がRで終わっているものが上位文書、Gで終わっているものがガイドですので下位文書だと。この区別をとにかくできるだけ明確にしてほしいのです。

今回の報告にあるものの中では、こういう文書を作り始めていいですかというDPP532だけがリクワイアメントに関するもので、あとはガイドに関するものなので、今回のCSSに関して言うと、実は余り重要な位置付けの文書に関する議論はなかった。

それから、DS509なども、とても大事なことが書かれているかのように見えるけれども、今回の議論に関して言えば、上位のSSRが改訂されたので、そのハネでSSGに相当するものも変えますという話なので、形式的と言う言い過ぎではあるけれども、そんなに大きな流れの変更はない。

そうすると、ここで何をお願いしたいかということ、出席者の主観が聞きたいのです。何で原子力規制委員会で報告してもらうかということ、資料は確かにあるし、IAEAのサイトへ行けば情報は得られるのだけれども、そうではなくて、出席した人がこれが重要だというのは言ってほしい。今、山田分析官の説明を聞いて、それはかなりの部分、分かったのですけれども、後から資料を振り返ってもできれば分かるようにしてもらえれば助かるなと思います。

それから、別紙1が非常に重要で、以前、DSでドラフト段階で各国間でかなり大きな議論になって、日本からも強い意見を言わなければならないようなものがあつたわけですが、それがCSSの段階になってからでは実際は手後れの部分がほとんどで、発電所に関するものでいったらNUSSCで議論が始まったとき、あるいはもうDPPの段階から言うべきことは言っておかなければいけないので、この別紙1が適宜アップデートされることが必要だし、特に今回のSSRのハネ改正でSSGを変えますみたいなものは見なくていいというか、そんなに関心を振り向ける必要はないけれども、これは重要というものの特定をしていたきたいと。

そういう意味で言うと、山田分析官、今、別紙1で見ていると、今回報告があつたDS532がリクワイアメントではあるけれども、今、リクワイアメントは余り動いていないですね。

○山田原子力規制部原子力規制企画課原子力規制制度情報分析官

おっしゃるとおりで、先ほどこちと申し上げましたけれども、2006年ぐらいにロングタームストラクチャーということで、CSSで既存のものの整理を始めておりまして、それがタイトルでSSRとかNS-Gとかが変わってきているところでございますけれども、それでもリクワイアメント文書は一通り整理がついてしまっておりますので、今は全てガイド文書の方を直している。

○更田委員長

今、リクワイアメント文書は一息ついているところという感じですね。

○山田原子力規制部原子力規制企画課原子力規制制度情報分析官

ですので、再度改訂のタイミングに入ってしまったときにリクワイアメント文書が出てくるということで、そういう意味では、今回SSR-2/2というのが最後に入ってきているということかと思えます。

○更田委員長

先ほど山田分析官の紹介にもあつたけれども、それでSMRとなると、SF-1の改訂だって視野に入ってきたかねないのです。今、SF-1では、あくまで一義的責任はオペレーターとなっているけれども、これは広く議論されているけれども、SMRはベンダー側の責任がかかってくるので、SF-1すら視野に入ってくる。変更になる。そうなったらそうなったで、全般がざっと変わってくるという形になるのだらうと思えます。

○山田原子力規制部原子力規制企画課原子力規制制度情報分析官

私が承知しているだけでございますけれども、IEAEの方ではセーフティスタンダードをSMR、advanced reactor、水冷却ではない炉に対して適用できるかどうかということについてのいろいろな検討は進めているみたいでございまして、その中でまだSF-1に手をつけなければいけないというところまでの大きな議論にはなっていないと私は承知しています。

○更田委員長

そう思いますし、多分やりたいというものではないのだらうけれども、一方で、規制す

る側にとって、各国の規制当局側に関して言うと、今のSF-1で規制ができるかという議論があるのは事実です。

ただ、NUSSC、RASSC（放射線安全基準委員会）、WASSC、TRANSSC（輸送安全基準委員会）といったそれぞれに関しては割と安定というか、ただ、毛色が違うのは、本間技術参与が座っているから聞くのですけれども、EPRéSCは立ち上がりのときにいろいろすったもんだがありましたけれども、その後、こういったガイドだとかの策定に入っているのですか。

○本間長官官房技術基盤グループ放射線・廃棄物研究部門技術参与

放射線・廃棄物部門の本間でございます。

更田委員長の今の御質問ですけれども、緊急事態への準備と対応という意味では、GSR Part7が安全要件に当たるわけですが、それ以前にあった安全指針というのはGS-G-2.1（原子力又は放射線緊急事態の対策の準備）、それは具体的にPart7の前の安全要件なのですが、GS-R-2という、確か2002年。その各要件を具体的に実施する際のガイダンス、文書だったと。それが今、改訂に入っていて、それが別紙1のちょうど加盟国コメントが終わった段階のグレーで書いてあるDS504というものがGS-G-2.1という安全指針の改訂をしている段階です。それはPart7に対応してということです。

実はその中で、EPRéSCは発足して5～6年になるわけですが、毎年2回ですから、今度14回目ですから、7年になります。何を安全指針として必要とするかということで、特にPart7の要件は27か29ぐらいあるのですけれども、その中で具体的にガイダンスを作らなければいけないという要件として、1つはクライテリアです。それは前にGSG-2（原子力又は放射線の緊急事態への準備と対応に用いる判断基準）というものがあつたのです。それが今、改訂段階にあつて、この別紙1ですと、ステップ5/6の下にDS527というものがあります。それがクライテリア。

それから、ここの表にはなくて、もう既にできたものが、ターミネーション、緊急事態の停止というか、終了というか、解除というか、それについてはロングタームの現存被ばく状況に移る際の決め事ということで、これはGSG-11（原子力又は放射線緊急事態の終了に係る取決め）ということで既に出来上がっております。ですから、この表にはありません。

もう一つ、緊急事態においてコミュニケーションが非常に重要だと。これも要件に特出しであるのですけれども、その安全指針がGSG-14ということで、これも既にできています。

今回、今、山田分析官から御説明のあつたDPPということで、新たにもう一件、安全指針を作ろうということで、これがステップ4にあります今回承認されたDS534、防護戦略です。これはPart7の要件5に、加盟国に対して原子力又は放射線緊急事態における防護措置及びその他対応措置を効果的に講じるために、準備段階で防護戦略を策定し、正当化及び最適化が保証されていることを要求しているということで、これはEPRéSCの議論の中でも、ショートターム、ロングタームの今後の計画について今までずっと内部で議論してきたので

すけれども、加盟国でこれが一番要求が強かったのです。

どうしてかという、それまでのICRP（国際放射線防護委員会）の2007年勧告以前は介入の概念だったので、回避線量をベースにして1つの防護措置を最適化すると。それが2007年勧告で、1つの防護措置だけではなくて複合された防護措置を含む防護戦略を残留線量をベースにした参考レベルで最適化しましょうと、そういう新しい概念が2007年勧告でできたので、それに対するガイドがないのです。要件ベースでは書いたのだけれども、どうやって本当に正当化、最適化するのかという難しい問題があったので、各国からそういう要求があった。

実は数年前にEPRシリーズといって、IAEA/IEC（事故・緊急事態センター）がTECDOCに相当するような技術文書はベースで作っていた。それをベースにして、きちんと安全指針レベルに引き上げたものを作りましょうという各国の賛同を得て、今、そういう計画に着手したというのが現状です。

今、私が御説明したその類の指針の数しかない。それでほとんど十分だと思いますけれども、というのが現状でございます。

○更田委員長

長くなるので私のパートは少し切り上げますけれども、なぜかという、自然ハザードに関する部分と、このEPreSCが扱う部分が、今後のガイドだとかを決めていく価値での議論の幅があるというか、NUSSC、TRANSSC、WASSCはある種予想がつくところがあるのだけれども、多分EPreSCがこれから定めていくものには、例えば防護戦略等に関しても幅があるのだと思うのです。更に言えば原子力規制委員会だけに関わるものではないところがあるので、そういった意味で、EPreSCには関心を払う必要があるだろうと思います。

すみません、ちょっと長くなりましたが、御質問、御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

今、話題に上がったDPPのDS534というもの、本間技術参与から説明がありましたけれども、GSR Part7の中でも非常に根幹の部分に関わる内容なので、出来次第では、もしかしたらPart7以上に重要になるかもしれない。ですから、これはしっかりウオッチしていく必要があるだろうと私は考えていますけれども、そのときに、あくまでGSR Part7の要件を満足するため、それが目的だというのは分かるのですけれども、一方で、昨年11月に1F（東京電力福島第一原子力発電所）10年イベントをIAEAでやったときに、Call for Actionという形で最近まとまりましたけれども、いわゆるオールハザード・アプローチとか、ホリスティックなアプローチということが強調されていて、キーワードはもうドーズではなくてウェルビーイングだというような形になってきているわけです。そういった考え方がどこまでここに入ってくるかというのは、どうなのでしょう。内容はこれからなのであれなのですが、臆測も含めて、もし何か印象があればお聞きしたいのです。

○本間長官官房技術基盤グループ放射線・廃棄物研究部門技術参与

本間でございます。

これはもうほとんど個人的な意見になってしまうのですが、今、伴委員がおっしゃったように、オールハザード・アプローチであり、あるいはノンラジオロジカルエフェクトとかコンセンサスを考えなければいけないというのは、もうIAEAだけではなくてICRPも議論しているところですけども、何か決定打的な、ある種定量的な算定をして比較衡量するようなというのはまず無理だと思います。

ただ、そういう要因をきちんと挙げてウオッチしていく。ある意味定性的でもいいから、きちんと要因をフォローしていくということが重要で、それはこれからの議論になると思います。

○伴委員

ありがとうございます。

○更田委員長

DPPの532の議論は少し続けたいのですが、これはCSSの他のリクワイアメントやガイドと違って、国のマジョリティとか状況によって受け入れられるもの、受け入れられないもの、例えばホリスティックアプローチにしてもそうですけれども、線量に対するアクセプタンスと言うべきなのか、意識なのか、IAEAが幾らガイドを定めようが、沿えない状況がそれぞれにあるのではないと思われるし、国境を越えてまで考えてということだとコンセンサスベースだけれども、IAEAはもっと更にコンセンサスベースで作るのだけれども、IAEAでこんなことを決められるのかという議論があったのかなと思います。

今、本間技術参与が言われたように、正当化するにしても、最適化するにしても、線量だけに関心を持ってということであれば、それは教科書的ではあるけれども、今はとにかく被ばく以外のリスクとの比較衡量を含めて防護措置を正当化していきましようとなったとして、お題目は決まるけれども、ガイドになるのかな。本間技術参与、これは本当にガイドができるのですか。

○本間長官官房技術基盤グループ放射線・廃棄物研究部門技術参与

多分要求があるからこういう方向になっているのだと思うのですが、ICRPでも、言わば防護戦略というコンセプト自身はIAEAというよりもICRPが2007年勧告で出してきた。ICRPの話になって恐縮ですけども、パブリケーション146で、今までの109と111という防災に関連した2つの文書をアップデートして、私はワーキングの副主査をやらせていただいたのですが、それを作る際にも各国からもっと分かりやすいガイダンス的なものをICRPで作ってよねという要求はあったのですが、ICRPの性質とか、いや、理念だけですというところで終わっていたので、役割分担としてIAEAがこういうガイダンスを作るといえるのはあるのですが、今、更田委員長の御質問のできますかと言われると、ある意味研究的要素が非常にあって、まだそれぞれ福島の実験をペーパーでいろいろ出して、あるものをどうやってそしゃくしてガイドに持ってくるかというぐらいの段階ではないかと思います。

○更田委員長

ガイドも結局理念をなぞったものになるような気がしていて、単純に線源以外のものも含めた全てのハザードを考えて、オールハザードで防護措置の正当化がなされるべきというお題目を言うのは簡単だけれども、それぞれ異なるハザード間のリスクの比較なんてできないというか、非常に難しいです。雨の日、真っ暗な道を1時間走ると、〇〇mSvの被ばくと、どちらが危険なのかと。だからEPRéSCはきちんと動きを見ていく必要がある。

というのは、IAEAというのは一切原子力のない国も含めてコンセンサスベースでこういったものを作るので、例えば地震のない国が地震のガイドとか基準の議論に参加して、当然その声は一つの国の代表として扱われるので、そういった意味で、実行不可能なガイドみたいなものが生まれるととても難しいことになると思います。これは地震とか火山とか津波とか、自然ハザードについても言えることだと思います。

ほかにありますか。

石渡委員。

○石渡委員

更田委員長も御指摘された自然ハザード関係では、DS507、主に活断層とかそういう関係のものが1～2年前にいろいろすったもんだの後でフィックスしたという経緯がございました。

別紙1にある中で自然ハザード関係というのは、ステップ5/6の一番下の赤いDS531というのと、その2つ右側のステップ8のDS522の耐震安全評価ぐらいだと思うのです。これらについては私も元の文書に当たってきちんと見ていきたいと思っております。

以上です。

○更田委員長

ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

伴委員。

○伴委員

先ほどもう一つ言おうとしたのは、要はセーフティとセキュリティのインターフェイスが歓迎されるというのは分かるのですが、結局今までできなかったというのは、セーフティ側とセキュリティ側が交わらなかったからだとは思いますが、今回はそこは大丈夫なのですか。

○山田原子力規制部原子力規制企画課原子力規制制度情報分析官

会議の場でのIAEAの事務局からの説明としては、セーフティもセキュリティもIAEAの中ではNS局の中にありますので、NS局のDDGの指揮の下でしっかりやっていくと、お題目かもしれないですが、そういう説明がございました。

○更田委員長

今はNS局と言わないで、NSS局（原子力安全・セキュリティ局）、Sが1つ増えたりして

いますけれども、これはINSAG-AdSecが文書を作ったではないですか。INSAG-AdSecはあくまでDGに対する諮問機関だけれども、玉石混交と言うと怒られてしまうかもしれないけれども、INSAGなんかも伝統的に非常に上位の文書を作っていて、AdSecと共同でINSAGが作って、あれのインパクトがある程度あったのだらうとは思いますが。

私はINSAGに出ていた頃に、インターフェイスという言葉を使うのがそもそも変だという意見だったのです。つまり、守ろうとするものは同じで、セキュリティ側はハザードが特殊だという整理なのだけれども、それをそもそもインターフェイスという言い方がいいのかどうか、どうなのかなと思います。

ただ、それぞれのところを守るべき理論の積み上げをできてしまっているのも、なかなか議論がかみ合わない。大体同一言語を使っているとは思えないところがありますから、デザインベースにしてもそうですし。

○山田原子力規制部原子力規制企画課原子力規制制度情報分析官

セーフティもセキュリティもそれぞれグロサリー、用語集という文書を作っておりますけれども、そこに齟齬があるというのは衆目一致しているところで、まずそこを解決しないと議論がかみ合わないという話は、議論の中で言っておりました。

○更田委員長

第一、それが今度国内に入ってくると、国内で分派活動とは言わないけれども、わざわざ違うふうに翻訳してとか、デザインベースですが、安全側では設計基準だけれども、セキュリティ側では設計基礎だし、何でわざわざ違う翻訳をしているのか、元は同じ言葉ですよという世界なので、何とも言えないなと思います。

でも、分かれているのはとてもよくないことですから、インターフェイスという言葉がふさわしいかどうかは別として、きっちり共通言語で議論できる土俵を作ることがまず大事だろうと思います。

特に原子力規制委員会、原子力規制庁に関して言えば、セーフティ、セキュリティ、セーフガードに対して責任を負っている以上は、それぞれが勝手に走っているというのはあってはならないだろうとは思いますが。

ほかによろしいでしょうか。

そうすると、見ていくべきというところで、別紙1に戻りますけれども、DS522、それから先ほどあった534ですか。今回非常に多く表れていたのは、研究炉はみんなSSRのハネのSSGの改正なので、中身はそんなに本質的なものがあるわけではないというところではあるのです。

これは年に2回CSSがあるから、都度なのか、どのくらいの頻度でこういう形の報告を考えているのですか。

○山田原子力規制部原子力規制企画課原子力規制制度情報分析官

更田委員長からございましたとおり年2回で、今回は10月に開催されますので、その結果は御報告をすると考えてございます。

○更田委員長

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

4つ目の議題は、国際原子力規制者会議（INRA）等の結果概要について、まず、一井室長から。

○一井長官官房総務課国際室長

国際室の一井でございます。

国際原子力規制者会議等となっていますけれども、結果について御報告をいたします。

今回のINRAの会合ですけれども、49回目になりますが、持ち回りでやってございまして、前回の48回と今回の49回が日本の主催となっております。

今回の会議も更田委員長に議長を務めていただきまして、仙台で開催をしております。

5月3日と4日に会議を行いまして、その後、5日には東北電力女川原子力発電所を参加者の皆様に御視察いただきまして、主に津波対策その他を御覧いただきました。

内容につきましては、この資料にございますとおりでございますが、更に参加者の方々、日本に來られた機会にということで、女川以外にも六ヶ所の再処理施設であるとか、東海大洗地区の研究施設、それから福島第一なども各々御訪問いただいております。

私の方からは以上でございます。

○更田委員長

日本主催の場合は連休中しか開催できないのですけれども、連休中ということで、5月3日、4日に仙台で2日間の会議、開始時間を朝の9時から8時にするぐらい、とにかく議論は。

というのは、この会議は各国規制当局のトップしか参加できない。代理出席というのもあり得ない。要するに、米国のNRCであれば委員長、各国の委員長であるとか、委員会制度を取っていないところは長官のみが出てきて、非公開で、とにかく今抱えている問題等に関して非常にざっくばらんに議論をするというものですけれども、かんかんがくがくな議論になるので、えらい時間、夕食の時間も遅らせてというようなことになります。

各国の状況を持ち寄って、あるいは悩みうんぬんですが、技術的なものでいえば、各国のサイトや施設で見つかったトラブルであるとか、あるいはセキュリティに関する問題、それから廃棄物に関するものが議論の対象です。中身に関しては、お互いの信義があるので余り公にすることができません。

今回は、韓国以外はそれぞれトップが参加をされて、韓国だけはリモートで参加をされました。

それから、一井室長から紹介がありましたように、六ヶ所の日本原燃の施設、女川、東海大洗、福島第一と、これは国際室に頑張ってもらって、4か所もツアーのプランを立てて、見ていただきました。なお、その上で、日本原燃、東北電力、JAEA、それから東京電力にはこういったサイトビジットにも連休中にもかかわらず協力していただいたので、こ

の場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

御質問されても答えられないかもしれませんが、何か御質問はありますでしょうか。よろしいですか。

今回はカナダが議長国、その次は確かドイツかな。

この4日の会議の終了時点で、議長の役割を私からカナダの委員長に渡しましたので、次回の会議からはカナダが議長国という形ですので、IAEAのGCのマージンで行われて、それから、その次に今度はカナダで行われるという形になるだろうと思います。

委員長交代の時期とすごく近いので、やれるかどうか分からないけれども、山中委員の体がもつのであれば、とんぼ返りででも行ってくると、とは思いますが、それはそのときにならないとなかなかとは思いますが。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですけれども、ほかに何かありますでしょうか。

石渡委員。

○石渡委員

これは先週も申し上げたことですが、先月、4月8日に福島第一原子力発電所の視察に行ったときに、地震計の設置状況が余り適切ではない設置がなされているということを見たわけです。これに関して、原子力発電所等の安全な運転のためには、地震計を適切に設置して運用すると。メンテナンスをきちんとやるということが非常に大事なことだと思うのです。地震のハザードというのは一番重要な自然ハザードだと思いますので、そういう意味で、地震計が各発電所等できちんと設置され、運用され、メンテナンスされているかというような観点で検査をしていただいた方がいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○更田委員長

この点に関しては、石渡委員から御報告いただいた後に、検査部門に対して、そもそも設置に関して、私たちは、常駐の検査官等々を含めて見ているのか、見ていないのかという問いかけをしたのですが、例えばスクラム、緊急停止用の地震計などはクラス1で安全上重要な機器として位置付けられているので、検査の対象になるから当然検査官も見ているわけですが、地震計の中には検査対象になっていない地震計もたくさんあって、検査対象でないものに関してどこまで言及できるかという一般的な議論になって、まずこれは常駐している検査官を含めて、検査官会議などでも議論をしてもらって、その上でというような形を進めてもらっていますので、私は今、検査官会議がいつ予定されているかは承知していませんけれども、森下審議官、近々検査官会議があるのであれば、地震計について、まず検査官がどういう感触を持っているか議論してもらいたいと思うのですが、どうなっていますか。

○森下長官官房審議官

検査グループの森下です。

検査官会議で議論するようにしたいと思います。まだフィックスではありませんけれど

も、事務所と調整中ですが、6月下旬に検査官会議を開催したいと思ってやっておりますので、そこで議論を行った後、原子力規制委員会に報告をするということができると思います。そのように進めることでよろしいでしょうか。

○石渡委員

よろしくお願いします。

○更田委員長

無茶を言ってもそれぞれ現場でできることとできないことがあるので、今、申し上げたように、規制対象のものと規制対象外のものについてそれぞれどういうコミットといいますか関わり方がいいのかを含めて、現場の検査官の意見が一番大事ですので、それをしっかり議論してもらって、その上でどう対処するかというのを、6月下旬の検査官会議が終わって、準備が整ってから報告をしてもらおうと思います。ありがとうございました。

ほかに何かありますか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。